

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、個人市民税に係る非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しをする規定を整備するとともに、固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置を設ける等するため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

第15条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第32条第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第12条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第13条の2中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第15条第5項中「(同法第145条において準用する場合を含む。)若しくは同法第88条」を「、同法第88条若しくは同法第144条の3」に改める。

附則第31条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市市税条例の一部を改正する条例(令和2年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、松戸市市税条例第53条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、松戸市市税条例第54条第4項の改正規定中「又は第31

項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、松戸市市税条例第56条の改正規定中「第56条第4項」を「第56条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中松戸市市税条例附則第13条の2の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中松戸市市税条例第15条第2項及び第32条第1項の改正規定並びに附則第12条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。